

## 五泉市スポーツ施設使用料減免団体一覧表

区分	使用団体または使用目的	減免割合
①	市（市が設置する附属機関含む） ※共催、委託する事業のために使用する場合を含む。	100%
②	指定管理者 ※管理を行っている施設を利用する場合に限る	100%
③	市内にある公共的活動を目的とする団体 ※有志による趣味的活動などは対象外とする。  (主な団体) 文化協会、子ども会連絡協議会、スポーツ協会（総合型クラブヴィガ）、老人クラブ連合会、老人会、町内会、青年会、子ども会青少年健全育成協議会等、消防団、地区公民館、地域公民館、PTA、地区交通安全協会、指定文化財保存・継承団体 など	100%
④	市内にある福祉関係団体、障がい者関係団体  (主な団体) 社会福祉関係登録団体、社会福祉協議会、シルバー人材センター、社会福祉協議会に登録されたボランティア団体、障がい者団体 など	100%
⑤	市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校 ※授業、行事、部活動の一環として使用する場合で、公立・私立は問わない。	100%
⑥	市が認める中学生以下で構成する団体  (主な団体) 社会教育関係団体、スポーツ協会加盟団体、スポーツ少年団、学校開放登録団体、主に市内の中学生以下で構成する地域クラブ など	100%
	(1) 団体のクラブ活動（保護者会などでの使用を含む。）	100%
	(2) 団体主催または共催の大会（練習試合）等で、市内の団体のみで使用する場合（特認／大会支援2-1）	100%
	(3) 団体主催または共催の大会（練習試合）等で、市外団体を含めて使用する場合（特認／大会支援2-2）	50%

区分	使用団体または使用目的	減免割合
⑦	国や他の地方公共団体 ※主催・共催する事業で市が関係する事業等で使用する場合に限る。	100%
⑧	非営利団体 ※市民活動を促進する行事などで使用する場合に限る。 (主な団体) 五泉市国際交流協会 など	50%
⑨	市(教育委員会)の後援を得て行う大会等 (1) 主催または共催が市内の団体の場合 (2) 主催または共催が市外の団体の場合	50% 25%
⑩	市が認める高校生以上で構成する団体 (主な団体) 社会教育関係団体、文化協会加盟団体、スポーツ協会加盟団体、市内の高等学校 など (1) 団体のクラブ活動 (2) 団体主催または共催の大会(練習試合)等で、市内の団体のみで使用する場合 (3) 市内の高等学校の部活動支援(特認/部活動支援)	50% 50% 100%
⑪	大学生以下で構成する団体が主催または共催する大会(練習試合)等 (特認/大会支援2-3)	50%
⑫	小中学校体育連盟(特認/大会支援2-4) ※自主大会など各専門部が使用する場合を除く。	100%
⑬	五泉市合宿誘致促進事業補助金を利用して合宿を行う団体 (特認/大会支援2-5)	50%

※ただし、団体本来の活動目的でない使用や営利又は営業上の目的での使用、入場料を徴収して使用する場合は免除または減免の対象としない。